

あおもり日本語学園学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、大学等高等教育機関へ進学し、将来は国際社会において責任ある役割を果たす人材の養成を目的とする。日本語を使って十分な意思疎通ができ、文化的背景や価値観を異にする人々との相互理解と協調に尽力する人材を育成する。

(名称)

第2条 本学は「あおもり日本語学園」と称する。

(位置)

第3条 本学は青森県青森市栄町1丁目4番8号に置く。

(自己点検及び評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第5条 本学のコース・修業期間・収容定員及びクラス数は次の表のとおりとする。

部	コース名	修業期間	定員	クラス数	備考
第一部 (午前)	日本語 2年コース	2年	1クラス 20人	2クラス	対象 4月入生徒
	小計		40人	2クラス	
第二部 (午後)	日本語 2年コース	2年	1クラス 20人	2クラス	対象 4月入生徒
	小計		40人	2クラス	
合計			80人	4クラス	

(始期と終期等)

第6条 本学の各コースは4月に始まり、入学の翌々年3月に終了する。

2 毎年4月1日から翌年3月31日までを学校の年度とし、これを次の四期に分けて年4学期制とする。

- (1) 1学期 4月～6月
- (2) 2学期 7月～9月
- (3) 3学期 10月～12月
- (4) 4学期 1月～3月

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で指定する休日
- (4) 夏季休業 8月上旬～8月中旬の土日を含む約20日間
- (5) 秋季休業 9月下旬～10月上旬の土日を含む約7日間
- (6) 冬季休業 12月下旬～1月上旬の土日を含む約20日間
- (7) 春季休業 3月下旬～4月上旬の土日を含む約20日間

2 前項の規定にかかわらず各学期及び年度に必要な授業時数を確保するため前項(1)から(3)を授業日とすることがある。また、同じ理由により(4)から(7)の休業日数は当該年度の暦に応じて増減することがある。

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 災害や感染症の蔓延その他急迫の事情があると校長が認めるときは、授業を行わないことがある。

(授業の終始時刻)

第8条 本学の授業終始時刻は次の通りとする。

	時限	終始時刻
第一部 (午前クラス)	第1時限	8:45～9:30
	第2時限	9:35～10:20
	第3時限	10:35～11:20
	第4時限	11:25～12:10
第二部 (午後クラス)	第1時限	13:00～13:45
	第2時限	13:50～14:35
	第3時限	14:50～15:35
	第4時限	15:40～16:25

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条

本学の各コース別の教育課程及び授業時間は次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時間数の1単位時間は45分とする。

日本語2年コースの年間指導時間数は80週、1600時間以上を原則とし、次の表の初級Ⅰ～上級Ⅱの学習内容を教育する。

学習段階	学習達成目標の目安	学習内容（概要）	授業週数 授業時間数
初級Ⅰ	日本語能力試験 N5~4	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活で用いる定型的な文とその構造及び意味を理解する。 日常生活や生活空間の様子や自分の経験が基礎的な文型で叙述する。 日常生活で用いる定型表現と既習表現を聞き取り、再生する。 正確な発音及び既習の基本文型と日常生活に必要な定型表現を身につける。 	約11週 約220時間
初級Ⅱ	日本語能力試験 N4~3	<ul style="list-style-type: none"> 既習の範囲内の、あるいはやさしく書き下ろされた文章を理解する。 日常的に接する事象や自身の経験を、初級後半のやや高度な基本文型で叙述する。 ゆっくりと話される基本的な表現を聞き取り、主旨を理解する。 生活場面での簡単なやりとり、よく知っている事柄の紹介や状況説明等をする。 	約12週 約240時間
初中級	日本語能力試験 N3	<ul style="list-style-type: none"> 初中級までの範囲内で書かれた、社会現象や生活場面に関する文章を理解する。 日常生活で経験する事柄について、接続表現や主観表現を交えた叙述をする。 あまり複雑ではない内容の話をやや緩やかな速度で聞き取り、主旨を理解する。 日常生活でのやりとり、生活場面や経験を題材にしたまとまりのある話をする。 	約07週 約140時間
中級Ⅰ	日本語能力試験 N3~2	<ul style="list-style-type: none"> 比較的やさしく書き下ろされた幅広い分野の文章の主旨を理解する。 一般的な話題についての基本的な叙述及びあまり複雑ではない客観的な文章を作成する。 具体的な内容の話や日常会話を自然に近い速度で聞き取り、主旨を理解する。 末尾を完結させた文を用い、感想や意見を交えたまとまりのある内容を表現する。 	約10週 約200時間
中級Ⅱ	日本語能力試験 N2	<ul style="list-style-type: none"> 社会の出来事や自然科学に関する一般向けの説明文や評論等の主旨を理解する。 段落構成を意識した叙述、具体的内容で比較的平易な語彙を用いた小論文を作成する。 自然に近い口調と速度の、具体的な内容を含む話を聞き取り、十分に理解する。 具体的な内容について、感想や意見を交えた会話をし、意思疎通をはかる。 	約10週 約200時間
中上級	日本語能力試験 N2~1	<ul style="list-style-type: none"> 一般向けに書かれた様々な分野の記事や説明文及び論説文の主旨を理解する。 言葉のニュアンスを生かした叙述と段落構成が明瞭な小論文を作成する。 様々な話題のニュースや会話を自然な速度で聞き取り、主旨を理解する。 	約10週 約200時間

		・聞き手を意識した話し方で具体的な内容についてのプレゼンテーションをする。	
上級 I	日本語能力試験 N1	・新聞の見出しからの内容推測、やや複雑な新聞記事や論説文と現代小説を理解する。 ・メール等を用いた意思疎通及び、文章の要約と大学受験に対応できる小論文を作成する。 ・自然な速度の会話、テレビのニュースやドラマ等を聞き取り、概要を理解する。 ・基本的なスピーチ、ディスカッション、幅広い話題について意思疎通を図る。	約 10 週 約 200 時間
上級 II	実用日本語検定 準 B 級	・学問分野を含む様々な文章を理解する。 ・様々な分野に対応した適切な文章の作成及び、論旨明快な論文を作成する。 ・テレビのニュースやドラマ等を正確に聞き取り、細部についても理解する。 ・聞き手を十分意識した話し方で、効果的なプレゼンテーションやスピーチをする。	約 10 週 約 200 時間

(学習の評価)

第 10 条 初級から上級の各学習段階修了後に修了試験を実施し、試験の成績その他平常点等を考慮した上で、科目毎に優・良・可・不可の 4 段階で学習成績を評価する。評価は絶対評価をもって行う。

(教職員組織)

第 11 条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 主任教員
 - (3) 教員 4 名以上 (うち専任 2 名以上)
 - (4) 生活指導担当者 2 名以上
 - (5) 事務職員 1 名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、転学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本学への入学資格は以下の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 12 年以上の初等及び中等教育を経て日本の高等学校卒業にあたる教育課程を修了していること、または出身国の教育事情により教育を受けた期間が 12 年未満であっても日本の高等学校卒業と同等の教育課程を修了していること。
- (2) 原則として入学年度の始めにおいて年齢が満 18 歳に達している者、ただ

し、出身国の教育事情により、満18歳に達していなくとも前項(1)を満たしている場合はこの限りではない。

- (3)適正な手続きを経て日本への入国が許可され、かつ修行期間を通じて学習が継続できる在留資格を有している者またはその在留資格が許可あるいは更新される見込みのある者。
- (4)日本語及び日本の社会と文化を学ぶ意欲と学習能力を有する者
- (5)生徒に対して日本の法と本学の諸規定に則った指導ができる身元保証人を有する者。
- (6)日本における生徒納付金を含む在留経費を負担する能力のある者または負担能力のある経済的保証人（経費支弁者）を有する者。
- (7)日本の法と本学の諸規定にしたがうことを誓約した者。

(入学時期)

第13条 本学への入学時期は年1回とし、その時期は4月とする。

(入学手続)

第14条 本学への入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第20条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を内定する。
- (3) 入学を内定した者のうち「在留資格認定証明書」が発行されるなど日本国への入国が許可され、または許可されることが確実に見込まれる者に対して入学を許可する。
- (4) 本学に入学を許可された者は指定期日までに入学検定料を除いた第22条に定める入学金等生徒納付金全額と諸経費を納入し、本学の求める書類を添えて入学の手続きを行わなければならない。
- (5) 入学手続きが完了しない場合は(3)の入学許可を取り消すこともある。

(休学・復学)

第15条 休学とは疾病や不慮の事故など本人の責に帰さない、または事前の想定が困難な状況が原因で長期にわたって登校できない場合の欠席許可とする。これによる長期連続欠席に罰則は適用せず、休学中の学籍は維持されるが、出欠席の記録は欠席とする。

- 2 休学は修業期間中に復学、即ち継続的な登校が再開できる見込みのある場合に限って校長が許可する。
- 3 休学が許可された場合でも本邦在留については出入国在留管理庁の指針及び指導

に沿って校長が指示するところに従わねばならない。

- 4 休学の事由が消滅した場合、休学が許可された者は届け出ていた休学期間に関わらず速やかに復学の手続きをとらなければならない。
- 5 前項の4において速やかに復学の手続きをとろうとしなかった場合は退学処分とすることがある。

(転学・退学)

第16条 在学期間中に退学または転学しようとする者は、その事由を退学（転学）届に記し、校長の許可を得なければならない。なお、退学しようとする者が退学届を提出しなかった場合、除籍処分とする。

- 2 災害等により本校の日本語教育の継続が困難な場合、一般財団法人日本語教育振興協会の助力を得て、日本語教育振興協会の維持会員校への転学を支援するものとする。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は次の条件の全てにあてはまる者に対して生徒が所属するコースの修了を認定し「卒業証書」を授与する。

- (1) 所属コースの教育課程に定められた授業科目の全てについて「優」「良」「可」いずれかの評価を得た者
- (2) 在籍期間中の各年度の出席率が80%以上であり、修業期間を通算した出席率が85%以上である者
- (3) 前号の(2)の規定を満たさぬ主因が休学など校長が「やむを得ない事情」として認めた欠席であった場合には(1)の規定のみを卒業判定に適用する。

(褒賞)

第18条 成績、出席状況、素行等において他の生徒の模範となる者に対して、校長は褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第19条 生徒が、日本国・地方自治体の法や居住地の規則及びこの学則その他本学の定める諸規則や学校からの指示や注意に従わず、生徒としての本分にもとる行為をした場合、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は警告処分、訓告処分、退学勧告、退学処分の4種とする。
- 3 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力不足等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく授業に出席、または参加しようとしせず、出席率がきわめて

低い者

- (4) 正当な理由なく、かつ所定の手続きを行うことなく定められた生徒納付金を滞納し、その後においても納入の見込みがないと校長が判断した者

第5章 生徒納付金

(生徒納付金)

第20条

本学の生徒納付金は、次のとおりとする。このうち(3)「学費」には、授業料、教材費、課外活動費、施設・設備費、健康管理費を含むものとする。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 入学検定料 | 20,000 円 |
| (2) 入学金 | 30,000 円 |
| (3) 学費 | 700,000 円 (年額) |

(生徒納付金の納入)

第21条 授業料の納付は次のとおりとする。

- (1) 初年度の生徒納付金は入学手続きの際に全額を納入する。
(2) 2年度目の生徒納付金は初年度終了前の指定された期日までに納入する。

(滞納)

第22条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料及びその他納付金を1か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該生徒に対して除籍処分にすることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 すでに納入した第20条(生徒納付金)の(1)から(4)は原則として返還しない。ただし、入学前に入学辞退の意思表示をした場合は、入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部または一部を減免または返還することがある。

第6章 雑則

(健康診断)

第24条 学校は毎年1回別に定めるところにより生徒の健康診断を実施する。

(国民健康保険)

第25条 生徒は在籍期間中、国民健康保険に加入しなければならない。

(寄宿舍)

第26条 本校に寄宿舍を置く。寄宿舍の寮則、概要等は別に定める。

(細則)

第27条 この学則の施行についての細則は校長が別に定める。